

燃料電池自動車等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、燃料電池自動車の普及を促進することにより、環境負荷の低減及び災害対応能力の強化など複合的な効果が見込まれる水素エネルギーの利活用推進を図るため、燃料電池自動車又は外部給電器を導入する者に対し、導入に要する経費の一部として、予算の範囲内において燃料電池自動車等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの。
- (2) 外部給電器 燃料電池自動車に搭載された燃料電池で発電された電気を建物等燃料電池自動車の外部へ供給する機能を有する機器。
- (3) リース契約 燃料電池自動車又は外部給電器（以下「燃料電池自動車等」という。）の貸主が、当該燃料電池自動車等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車等を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車等の使用料を貸主に支払う契約。
- (4) リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池自動車等の貸付等を行う者。
- (5) 割賦販売 燃料電池自動車等の所有者である売主が、当該燃料電池自動車等の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該燃料電池自動車等の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該燃料電池自動車等の所有権が売主に留保されることを条件に、当該燃料電池自動車等を販売すること。

(補助事業等)

第3条 この要綱において、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、補助対象となる燃料電池自動車等（以下「補助対象自動車等」という。）を購入する事業をいう。ただし、外部給電器の購入については、第2項第1号に掲げる法人が外部給電器と燃料電池自動車を同時に購入する場合又は燃料電池自動車を所有している場合で、当該外部給電器と当該燃料電池自動車とを接続して用いる場合に限り対象にするものとする。

2 補助金の申請を行うことができる者は、補助事業を行う者であって、かつ、補助対象自動車等の所有者（燃料電池自動車の場合、自動車検査証の所有者をいう。）となる者（割賦販売により補助対象自動車等を購入する場合は、当該補助対象自動車等の使用者（燃料電池自動車の場合、自動車検査証の使用者をいう。））であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 県内に引き続いて1年以上住所を有する個人又は県内に引き続いて1年以上事務所又は事業所を有する法人（個人事業主を含み、国及び独立行政法人を除く。）若しくは法人以外の団体のいずれかであること。
- (2) 全ての県税に未納がないこと。
- (3) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

3 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる全ての要件に適合する者と補助対象自動車等に係るリース契約等を締結したリース事業者についても、補助金の申請を行うことができる。ただし、補助対象自動車等の使用料について、当該補助対象自動車等の導入に対して交付される補助金（本補助金のほか、国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金など当該補助対象自動車等の導入に対して交付される一切の補助金又はこれに類するものをいう。）の額を踏まえて、通常の使用料から減額して設定するものに限る。

（補助対象自動車等の要件）

第4条 補助対象自動車等は、別表第1に定める要件の全てに適合するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象自動車等の区分に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 燃料電池自動車 車両本体の購入価格（消費税及び地方消費税は除く。）
- (2) 外部給電器 機器本体の購入価格（消費税及び地方消費税は除く。）

（補助額の算出方法等）

第6条 補助事業に対する補助額は、補助対象自動車等の区分に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 燃料電池自動車 補助対象経費と燃料電池自動車の仕様（以下「銘柄」という。）に応じて定めた基準額の差額に3分の1（県内の地方公共団体が当該燃料電池自動車の使用者となる場合は3分の2）を乗じた額以内とし、銘柄ごとの基準額及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。
- (2) 外部給電器 補助対象経費に6分の1を乗じた額以内とし、補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は当該補助対象自動車等の使用者（第3条第3項に基づきリース事業者が申請者となる場合に限る。）が当該補助対象自動車等の製造者又は知事がこれと同等と認めた者である場合には、別表第3に定める方法により、利益等を排除した額を補助対象経費として、補助額を決定するものとする。

3 前2項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 申請者は、交付規則第3条の規定に基づき、別に定める期日までに、様式第1号交付申請書兼実績報告書に、別表第4に掲げる添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 交付申請書兼実績報告書及び添付書類（以下「交付申請書等」という。）に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

3 提出された交付申請書等に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、知事は、第1項に規定する期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を停止するものとし、予算の総額を超えた日に到着した交付申請書等は、同時に到着したものとみなし、抽選によって受理する交付申請書等を決定するものとする。

(決定の通知・額の確定)

第8条 知事は、交付申請書等を受理したときは、その内容を審査し、交付申請書等の内容が補助金交付の要件に適合すると認められるときは、予算の範囲内で先着順に、交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定をし、様式第2号交付決定兼補助金額確定通知書により補助金の交付を受けることとなった申請者（以下「補助事業者」という。）宛てに通知するものとする。

2 補助金の交付をしないときは、様式第3号不交付決定通知書により申請者宛てに通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 交付規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 補助事業者は、別に定める期間内において補助対象自動車等を処分しようとするときは、第13条第2項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (6) 補助事業者は、第13条第2項の規定に基づく承認を受けた後、補助対象自動車等の処分をした場合において、知事の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を返還すること。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、第8条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金の支払いを行うものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第4号事業内容変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、様式第5号事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助対象自動車等を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後4年以内に天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象自動車等が毀損され、又は滅失したときは、様式第6号補助対象自動車等毀損、滅失届によりその旨を知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第13条 交付規則第21条の規定により財産処分の制限を受ける財産は、導入価格が50万円以上の補助対象自動車等とし、同条ただし書に規定する知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、補助事業完了後、4年とする。

- 2 補助事業者は、処分制限期間内において、補助対象自動車等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第7号財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、補助事業者宛てに通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助事業者に請求するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日（以下「納付期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
 - (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき
- 2 知事は、前項による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金等の返還)

第15条 補助事業者は、知事が前条第1項の規定による取消しをした場合において、知事の命令があったときは、知事が定める期日（以下「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(加算金)

第16条 補助事業者は、第14条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合であって、知事の請求があったときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、第13条第4項の規定により補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、第15条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(県の実施する普及啓発活動への協力)

第18条 補助事業者は、県が実施する燃料電池自動車等に係る普及啓発活動に協力するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第19条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 補助対象自動車等の所有者又は使用者(以下「所有者等」という。)が、暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号。以下「排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は所有者等に係る役員等(申請者が個人である場合はその者、法人である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員(排除条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、必要に応じ申請者又は補助事業者(申請者又は補助事業者がリース事業者の場合は、申請者又は補助事業者及び補助対象自動車等の使用者)が、前項各号のいずれかに該当するかどうかを宮城県警察本部長に対して照会することができる。

3 知事は、補助事業者(補助事業者がリース事業者の場合は、補助事業者及び補助対象自動車等の使用者)が、第1項各号のいずれかに該当すること又は該当するに至ったことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第14条から第17条の規定を準用する。

(届出事項)

第20条 補助事業者は、処分制限期間内において、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに様式第8号住所等変更届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の住所又は氏名(法人にあつては、所在地又は名称)を変更したとき。
- (2) 補助事業者がリース事業者の場合は、補助対象自動車等の使用者の住所又は氏名(法人にあつては、所在地又は名称)が変更されたとき。

(書類の提出)

第21条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

2 前項の書類の提出は、郵送(書留などの配達記録が残る方法とする。)又は持参によってしなければならない。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月12日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月25日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月10日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月24日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 1 この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1 補助対象自動車等の要件（第4条関係）

区分	要件
燃料電池自動車	<p>(1) 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の対象となる燃料電池自動車であること。</p> <p>(2) 別に定める期間内に新車新規登録が行われた自動車であること。</p> <p>(3) 自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が宮城県内にあること。</p> <p>(4) 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であること。</p> <p>(5) 申請者がリース事業者である場合、使用者とリース契約（リース契約期間が4年以上であるものに限る。）を締結している車両であり、月々のリース料金について、県からの補助金等の額に応じた割合を通常のリース料金から減額して設定すること。</p> <p>(6) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。</p> <p>(7) 自動車販売業者への購入代金全額の支払いが現金で完了しているもの。 ※手形による購入又は支払保証方式による購入は対象外</p>
外部給電器	<p>(1) 燃料電池自動車と接続して使うために購入するものであること。</p> <p>(2) 別に定める期間内に購入した機器であること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p> <p>(4) 外部給電器及び接続する燃料電池自動車の使用の本拠の位置の住所が宮城県内にあること。</p> <p>(5) 申請者がリース事業者である場合、使用者とリース契約（リース契約期間が4年以上であるものに限る。）を締結している機器であり、月々のリース料金について、県からの補助金等の額に応じた割合を通常のリース料金から減額して設定すること。</p> <p>(6) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する機器ではないこと。</p> <p>(7) 販売業者への購入代金全額の支払いが現金で完了しているもの。 ※手形による購入又は支払保証方式による購入は対象外</p>

別表第2 基準額及び補助限度額（第6条第1項関係）

区分	銘柄	型式	基準額	補助限度額		
				地方公共団体	左記以外	
燃料電池自動車	トヨタ自動車株式会社 MIRAI		ZBA-JPD10	3,706,000 円	2,020,000 円	1,010,000 円
	トヨタ自動車株式会社 MIRAI	G	ZBA-JPD20	4,724,000 円	1,153,000 円	576,000 円
		G “A Package”		4,951,000 円		
		G “Executive Package”		5,133,000 円		
		Z		5,451,000 円		
		Z “Executive Package”		5,588,000 円		
		Z “Advanced Drive”		5,951,000 円		
	Z “ Executive package Advanced Drive”	6,088,000 円				
本田技研工業株式会社 CLARITY FUEL CELL		ZBA-ZC4	4,003,000 円	2,080,000 円	1,040,000 円	

区分	補助限度額
外部給電器	180,000 円

別表第3 利益等排除の対象及び方法（第6条第2項関係）

利益等排除の対象	利益等排除の方法
申請者（申請者がリース事業者の場合、使用者をいう。）が補助対象自動車等の製造者又は知事がこれと同等と認めた者	第5条の車両本体又は機器本体の購入価格（以下「購入価格」という。）を製造原価に置き換えて補助額を算出する。ただし、製造原価が購入価格以上の場合、購入価格により算出する。

※ 製造原価については、それが補助対象自動車等に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表第4 添付書類（第7条関係）

番号	必要書類	区分	
		燃料電池自動車	外部給電器
1	誓約書（申請者が押印したもの）（別記様式1） ※ 申請者がリース事業者の場合、リース事業者と使用者の両方の誓約書が必要。	○	○
2	補助対象自動車等の購入代金に係る請求書又は契約書のコピー ※ 燃料電池自動車については、車両登録番号、車体番号及び消費税及び地方消費税を除いた車両本体価格が明記されているものに限る。 ※ 外部給電器については、消費税及び地方消費税を除いた機器本体価格が明記されているものに限る。 ※ 割賦販売による購入の場合、申請者が契約者となっているローン契約書のコピーが必要（申込書は不可）。 ※ 申請者がリース事業者の場合、販売会社等との補助対象自動車等の売買に係る請求書又は契約書のコピーに加え、使用者との契約を証するもの（リース契約書等のコピー）が必要。	○	○
3	補助対象自動車等の代金の支払いに係る領収書等のコピー ※ 販売会社等により真正な領収書として発行されたものに限る。 ※ 銀行振込等で領収書がないものについては、銀行発行の振込証明書等とする。 ※ 割賦販売による購入の場合、販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収書等のコピーとする（但し、併記等により申請者の氏名が明記されているものに限る。）。 ※ 申請者がリース事業者の場合、販売会社等からリース事業者宛ての領収書等のコピーが必要。	○	○
4	導入した燃料電池自動車の自動車検査証のコピー	○	
5	外部給電器と接続することとなる燃料電池自動車の自動車検査証のコピー ※ 既に所有している燃料電池自動車に使用するため外部給電器を導入した場合は、既に所有している燃料電池自動車の自動車検査証のコピーが必要。		○
6	振込先口座が確認できる書類（預金通帳等）のコピー	○	○
7	登記事項証明書（全部事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書））《原本》 ※ 法人及びリース事業者の場合のみ必要。 ※ 申請者がリース事業者で使用者が法人の場合、使用者の登記事項証明書も併せて必要。 ※ 申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	○	○

8	住民票の写し 《原本》 ※ 個人の場合に必要。 ※ 申請者がリース事業者で使用者が個人の場合、使用者の住民票の写しが必要。 ※ 申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る。	○	○
9	県税納税証明書 《原本》 ※ 申請者が全ての県税について未納がないことを証明しているものが必要。 ※ 申請者がリース事業者の場合、リース事業者と使用者の両方の証明書が必要。 ※ 申請日時時点で、直近の納税を証明したものに限る。	○	○
10	役員等氏名一覧表（別記様式2） ※ 法人その他の団体及びリース事業者の場合のみ必要。 ※ 申請者がリース事業者で使用者が法人の場合、使用者の役員等氏名一覧表も併せて必要。	○	○
11	貸与料金算定根拠明細書（別記様式3） ※ 申請者がリース事業者の場合のみ必要	○	○
12	導入した燃料電池自動車等の写真 ※ 使用の本拠の位置に納車又は納品された時の様子がわかるもの。燃料電池自動車の場合は、自動車登録番号が確認できるものに限る。 ※ 画像データをコピー用紙等に印刷したものでも可とする。	○	○
13	その他知事が必要と認める書類	○	○

※ 燃料電池自動車と外部給電器を同時に導入する場合において、重複する書類は省略できるものとする。

※ 地方公共団体が申請者（申請者がリース事業者であって、使用者が地方公共団体の場合を含む。）の場合、地方公共団体に関する上記の番号1、7、9及び10の書類については、省略できるものとする。